

令和 8 年度

川口市立朝日東小学校

いじめの防止等のための基本的な方針

(いじめ対応マニュアル)

令和 8 年 4 月一部改訂

川口市立朝日東小学校

目 次

はじめに	1
第1 朝日東小学校基本方針の策定	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	2
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	2
（2）本校におけるいじめの防止等に関する措置	3
2 重大事態への対処	7
（1）重大事態への対処の流れ	7
（2）川口市教育委員会又は本校による調査	8
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12
<資料> いじめ防止等に関する年間行事計画	13
朝日東小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じる恐れがあるものである。本校は「いじめは決して許される行為ではない」という基本姿勢にある。一方で、成長期や人間関係を含めた環境により、いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得ると捉えている。つまり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得ることをふまえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならないと捉えている。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係づくりに取り組んでいく。ゆえに、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを、教育活動全体を通して、日々進めていく。

川口市立朝日東小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「朝日東小学校基本方針」という。）は、これらの願いを更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の根絶に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 朝日東小学校基本方針の策定

いじめ防止対策推進法13条（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

朝日東小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、朝日東小学校基本方針が、本校の実情に即して

きちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

- ア 児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築くこと。
- イ 「いじめを許さない・見過ごさない」という姿勢を全児童、全職員がもち、いじめを未然に防止する。
- ウ 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
(教職員：年間を通じた研修の実施、児童：命の大切さを考える授業を実施)
- エ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実。
- オ 児童の一人一人のSOSや変化に気づく感覚や児童・保護者からの話を親身になって聴く姿勢をもつ。(児童：心のアンケート 年5回実施)
- カ いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。構成は、校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主任、いじめ対応教員、教育相談主任、学年主任、担任、養護教諭、その他校長が認める者とする。
- キ いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を図る。
- コ 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組になるよう、努める。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ問題に迅速かつ適切に対応するため、「いじめ対応教員」を置く。「いじめ対応教員」は、校長が年度当初に命課する。さらに、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「朝日東小学校いじめ問題対策委員会」(以下「問題対策委員会」という。)を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主任、いじめ対応教員、教育相談主任、学年主任、担任、養護教諭等により構成し、個々の事案に応じて、第三者となる専門職員等も加えることができるものとする。

具体的には、問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であるため、必要に応じて心理や福祉の専門家など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的にいじめ問題を解決することとする。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとしつつ、公平性・中立性を担保するため、川口市教育委員会との連携を図り、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を依頼する。

ただし、川口市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、川口市教育委員会の川口市いじめ問題調査委員会、川口市いじめから子どもを守る委員会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、問題対策委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いの情報があった際には、緊急会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導・支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を、組織的に実施するための中核としての役割

※①定例の生徒指導委員会は、毎月第4木曜日に開催する。

定例の問題対策委員会は、学期に1回程度開催する。(適宜行う)

②いじめ問題対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において報告し周知徹底させる。

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、川口市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための予防・未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活

躍できるような授業づくりや学級・集団づくりを行う。

また、子どもたち自身が「いじめを許さない」という気持ちを持つとともに、子どもたち同士が互いに声を出し合い、行動に示していくなど、自浄作用を高め、いじめを容認させない風土づくりを進めていく。

『輝くまち川口 いじめゼロサミット』から出る「いじめ根絶宣言」や川口市いじめ問題対策協議会からの「提言」などを踏まえ、全校をあげていじめの未然防止、いじめの早期対応、いじめの根絶に取り組む。

また、『ライフスキルかわぐち』を活用するなどして、集団の一員としての自覚や自尊感情をはぐくみ、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、川口市人権教育推進協議会発行の『人間であること』を活用し、児童生徒の人権に対しての正しい理解と人権感覚の育成に努めるとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために、

- ① 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さないよう努める。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。

いじめに関する事例を分析によると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合
- などがあることに十分留意する。

- ④ 「保護者による体罰調査」「学校評価アンケート」を、児童が傷つくような発言等の不適切な指導がないかを点検する機会とする。

(イ) 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ① 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・ 児童の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・ 居場所をつくる。（「ここは安心できる。」「居心地がいいな。」）
 - ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・ 基準を示す。（「……してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうするといひよ。」）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- ③ 『ライフスキルかわぐち』の取り組み等を通して、児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 児童会（生徒会）活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。
などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の良好な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級懇談会等の機会を活用し、保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

高学年児童を対象に「携帯電話利用教室」を開催し、パソコンや携帯電話・スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくりについて学習する機会を設ける。また、インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して児童や保護者に継続的に啓発する。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな行為であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は本市月例いじめ調査や定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

(ア) 「I's 2019」にある「いじめ発見チェックシート」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

(イ) 「I's 2019」にある「いじめの早期発見」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

(ウ) 国立教育政策研究所発行の「生徒指導リーフ」を参考にし、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、教科担任制の良さも生かして、速やかかつ組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている児童への指導（「I' s 2 0 1 9」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめが以下の場合にあっては、警察等との連携を図る。

- ・ 学校の内外で発生した児童の生命、心身、若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いがある事案。（「重大な事案」）
- ・ 被害児童又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案。

警察に相談・通報した事案については、川口市教育委員会に報告する。

(イ) いじめられている児童への支援（「I' s 2 0 1 9」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

被害児童に寄り添い支える体制を構築するとともに二次的な問題の発生を防ぎ、傷ついた心のケアを行う。

指導後も見守りを続け、3か月後にいじめに係わる行為が止んでいること、被害児童が苦痛を感じていないことが確認できたことをもって解消とする。年度をまたいだことで安易に解消としない。また、再発の可能性もあることから、事案によっては解消後についても注意深く見ていく。

(ウ) 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害児童の気持ちになって考えさせ、いじめの加害児童と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 『ライフスキルかわぐち』を活用し、自尊感情をはぐくみ、コミュニケーション能力を身に付けさせ、互いを認め合う人間関係の醸成を図る。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ いじめを考える機会をつくり、話し合いなどを通して、いじめに向かわない態度・心情を育成する。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。
- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。

- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

(カ) 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(キ) 市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(9ページ以下参照)

イ いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ事態発生について報告する。

エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 上記エの調査結果は、川口市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 川口市教育委員会又は本校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあった時は、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに川口市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと川口市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、川口市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、必要に応じて心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することとする。この調査では、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うこととする。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きた際の背景調査の指針」（令和7年12月改定）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意できるようにする。
- ④ 調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）の参加を図ることにより、当

該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるため、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、川口市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「I's 2019」の「第2章 自殺防止について」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配

慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、川口市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、川口市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、朝日東小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、朝日東小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

<資料>年間計画

月	会議	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学年、学級づくり	○発育測定 ○こころの健康観察	・PTA 総会 ・学年、学級懇談会
5月	○研修「児童理解と学級づくり」		○心のアンケート ○こころの健康観察	・表札訪問 ・運動会
6月		命の大切さを考える授業	○こころの健康観察	・学校保健委員会
7月		○個人面談を通し家庭との連携を図る	○心のアンケート ○こころの健康観察 ○発育測定	・授業参観、懇談会 ・個人面談
8月	○研修「いじめ対応」	○個人面談		・個人面談
9月	○研修「教育相談」		○心のアンケート ○こころの健康観察 ○発育測定	・授業参観、懇談会
10月			○こころの健康観察	・朝東っ子音楽会
11月	○研修「ライフスキルかわぐち」		○心のアンケート ○こころの健康観察 ○発育測定	・学校保健委員会
12月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施	○非行防止教室	○こころの健康観察	・授業参観、懇談会
1月			こころの健康観察 ○発育測定	・学校公開
2月	○自己評価	○携帯電話利用教室	○心のアンケート ○こころの健康観察	・学校保健委員会

学年・学級づくり

人間関係づくり

異学年での人間関係づくり

3月	○評価の結果を検証し、 「基本方針」の見直し		○発育測定 ○こころの健康観察	・授業参観、懇談会 ・感謝の会
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○生徒指導委員会（毎月）	○朝会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○作文・日記	・あいさつ運動 ・巡回パトロール

＜参考＞ 学校基本方針作成上の視点

1 学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、国立教育政策研究所作成の関連資料（生徒指導リーフ増刊号、19号、20号、21号、22号生徒指導支援資料4）や「彩の 国生徒指導ハンドブック『I's 2019』」を参考とする。

2 学校基本方針の内容を生徒指導全体計画、生徒指導年間計画等に位置付け、基本方針に盛り込む。

3 いじめの未然防止には、児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業その他の学校教育活動に主体的に参加・活躍できる学校づくりが基盤となることを念頭に置き、作成する。

わかる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫するための方策を盛り込む。

また、児童が互いにに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことができる取組を多く盛り込む。